主 文 原判決を破棄する。 本件を名古屋地方裁判所に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意については弁護人石浜美春及び同武藤鹿三各提出に係る控訴趣意書の記載を引用する。検察官は本件各控訴は理由のないものとしてその各棄却を求めた。

(裁判長判事 河野重貞 判事 山田市平 判事 鈴木正路)